

保育所の認可について

児童福祉法の改定（平成27年4月1日施行）により、児童福祉法第35条第6項で、私立保育所の設置認可について、社会福祉審議会において意見聴取するよう規定されました。

県では、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会において当該意見聴取を実施しますので、次の2件について審議願います。

1 日永ハートピア保育園

【名 称】	日永ハートピア保育園
【所在地】	四日市市東日野一丁目375 外19筆
【設置主体】	社会福祉法人志生会
【経営主体】	社会福祉法人志生会
【認可理由】	新設による認可

2 松阪清泉愛育園

【名 称】	松阪清泉愛育園
【所在地】	松阪市大黒田町609番地
【設置主体】	社会福祉法人松阪清泉福祉会
【経営主体】	社会福祉法人松阪清泉福祉会
【認可理由】	新設による認可

1 日永ハートピア保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																														
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																															
1. 名称、種類及び位置	名称 日永ハートピア保育園 種類 保育所 位置 四日市市東日野一丁目375 外19筆																														
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(以下「条例」という。)第43条 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・ 2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・ 保育室等を2階以上に設ける建物： 耐火建築物又は準耐火建築物であること等 	建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建 建物延面積 1586.73㎡ 建物建築面積 1308.05㎡ 敷地面積 10352.88㎡(自己所有 10352.88㎡、借用 -㎡) 屋外遊技場面積 3391.98㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(120人)=396.0㎡必要 <table border="1" data-bbox="735 909 1465 1346"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>100.00</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(33.0㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>100.82</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(99.0㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>400.82</td> <td>1.98㎡×2歳以上児定員数(237.6㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>171.64</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>71.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>7.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>5.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>142.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育室等が2階以上にある場合の基準 適	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	100.00	1.65㎡×2歳未満児定員数(33.0㎡必要)	ほふく室	100.82	3.3㎡×2歳未満児定員数(99.0㎡必要)	保育室	400.82	1.98㎡×2歳以上児定員数(237.6㎡必要)	遊戯室	171.64		調理室	71.70		調乳室	7.00		医務室	5.00		便所	142.21				
室名	面積㎡	最低基準面積																													
乳児室	100.00	1.65㎡×2歳未満児定員数(33.0㎡必要)																													
ほふく室	100.82	3.3㎡×2歳未満児定員数(99.0㎡必要)																													
保育室	400.82	1.98㎡×2歳以上児定員数(237.6㎡必要)																													
遊戯室	171.64																														
調理室	71.70																														
調乳室	7.00																														
医務室	5.00																														
便所	142.21																														
3. 運営の方法	社会福祉法人志生会が運営にあたる。																														
3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴 条例第45条 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、嘱託医、調理員は必置 	経営の責任者 石井 達也 (社会福祉法人志生会 理事長) 施設長 石井 達也 (社会福祉法人志生会 理事長) 保育士 17名 看護師 1名 調理員 1名 嘱託医 2名																														

1 日永ハートピア保育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																																						
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・3歳児20人につき1人以上 ・4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>20</td> <td colspan="2">60</td> <td colspan="3">90</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>15</td> <td>28</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>20/3</td> <td>60/6</td> <td colspan="2">30/20</td> <td colspan="2">60/30</td> <td rowspan="2">20人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.6</td> <td>10</td> <td colspan="2">1.5</td> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>5</td> <td>9</td> <td colspan="2">1</td> <td colspan="2">2</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">(その他)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	20	30	30	30	30	30	170	利用定員	20	60		90			170	入所予定	15	28	16	15	11	14	99	保育士定数	20/3	60/6	30/20		60/30		20人		6.6	10	1.5		2		(現員)	5	9	1		2		17人						(その他)			<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>21人</p>
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																																
認可定員	20	30	30	30	30	30	170																																																																
利用定員	20	60		90			170																																																																
入所予定	15	28	16	15	11	14	99																																																																
保育士定数	20/3	60/6	30/20		60/30		20人																																																																
	6.6	10	1.5		2																																																																		
(現員)	5	9	1		2		17人																																																																
					(その他)																																																																		
<p>4. 収支予算書</p>	<p>「収支予算書」</p>																																																																						
<p>5. 事業開始予定年月日</p>	<p>令和5年4月1日</p>																																																																						
<p>○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類</p>																																																																							
<p>1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類</p>	<p>① 設置する者の履歴 石井 達也 (社会福祉法人志生会 理事長) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																																																						
<p>2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類</p>	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人志生会 「法人登記簿」 (平成14年4月2日成立)</p>																																																																						
<p>3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約</p>	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規程」 「給与規程」</p>																																																																						

2 松阪清泉愛育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																													
○ 児童福祉法第35条第4項並びに同法施行規則第37条第2項による令で定める事項																														
1. 名称、種類及び位置	名称 松阪清泉愛育園 種類 保育所 位置 松阪市大黒田町609番地																													
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(以下「条例」という。)第43条 ・2歳未満児入所施設：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設置 ・2歳以上児入所施設：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設置 ・保育室等を2階以上に設ける建物：耐火建築物又は準耐火建築物であること等	建物構造 鉄骨造 2階建て 建物延面積 2,038.53㎡ (うち保育所専用720.57㎡) 建物建築面積 1,134.64㎡ 敷地面積 3,146.02㎡ (自己所有 3,146.02㎡、借用 0.00㎡) 屋外遊戯場面積 599.14㎡ 3.3㎡×2歳以上児定員数(128人)=422.4㎡必要 <table border="1" data-bbox="735 913 1465 1312"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>面積㎡</th> <th>最低基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>102.30</td> <td>1.65㎡×2歳未満児定員数(9.9㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>109.51</td> <td>3.3㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>331.20</td> <td rowspan="2">1.98㎡×2歳以上児定員数(253.44㎡必要)</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>179.40</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>112.69</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td>7.92</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td>10.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>105.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 保育室等が2階以上にある場合の基準 適	室名	面積㎡	最低基準面積	乳児室	102.30	1.65㎡×2歳未満児定員数(9.9㎡必要)	ほふく室	109.51	3.3㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)	保育室	331.20	1.98㎡×2歳以上児定員数(253.44㎡必要)	遊戯室	179.40	調理室	112.69		調乳室	7.92		医務室	10.80		便所	105.01				
室名	面積㎡	最低基準面積																												
乳児室	102.30	1.65㎡×2歳未満児定員数(9.9㎡必要)																												
ほふく室	109.51	3.3㎡×2歳未満児定員数(39.6㎡必要)																												
保育室	331.20	1.98㎡×2歳以上児定員数(253.44㎡必要)																												
遊戯室	179.40																													
調理室	112.69																													
調乳室	7.92																													
医務室	10.80																													
便所	105.01																													
3. 運営の方法	社会福祉法人松阪清泉福祉会が運営にあたる。																													
3-2. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名及び経歴 条例第45条 ・保育士、嘱託医、調理員は必置	経営の責任者 安藤 智子 (社会福祉法人松阪清泉福祉会 理事長) 施設長 安藤 智子 (社会福祉法人松阪清泉福祉会 理事長) 保育士 24名 看護師 1名 調理員 3名 (その他4名) 嘱託医 2名																													

2 松阪清泉愛育園設置認可に係る審査調書

認可の要件等	審査調書																																																															
<p>条例施行規則第30条 保育士数 ・0歳児3人につき1人以上 ・1歳児、2歳児6人につき1人以上 ・3歳児20人につき1人以上 ・4歳以上児30人につき1人以上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>利用定員</td> <td>24</td> <td colspan="2">57</td> <td colspan="3">99</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>入所予定</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>保育士定数</td> <td>24/3</td> <td colspan="2">57/6</td> <td colspan="2">30/20</td> <td colspan="2">69/30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td colspan="2">9.5</td> <td colspan="2">1.5</td> <td colspan="2">2.3</td> </tr> <tr> <td>(現員)</td> <td>8</td> <td colspan="2">10</td> <td colspan="2">2</td> <td colspan="2">2</td> </tr> </tbody> </table>							年齢	0	1	2	3	4	5	計	認可定員	24	28	29	30	34	35	180	利用定員	24	57		99			180	入所予定	16	28	28	15	11	5	103	保育士定数	24/3	57/6		30/20		69/30			8	9.5		1.5		2.3		(現員)	8	10		2		2		<p>25人</p>
年齢	0	1	2	3	4	5	計																																																									
認可定員	24	28	29	30	34	35	180																																																									
利用定員	24	57		99			180																																																									
入所予定	16	28	28	15	11	5	103																																																									
保育士定数	24/3	57/6		30/20		69/30																																																										
	8	9.5		1.5		2.3																																																										
(現員)	8	10		2		2																																																										
<p>90名定員以下の場合、最低基準に1名プラスする。 保育標準時間認定の子どもが利用する場合、1名プラス。 (最低基準)</p> <p>入所予定人員の場合、(0歳児/5.3人)+(1,2歳児/9.5人) +(3歳児/0.7人)+(4,5歳児/0.5)=16人 16人+1人=17人 必要</p>																																																																
4. 収支予算書	「収支予算書」																																																															
5. 事業開始予定年月日	令和5年4月1日																																																															
○ 児童福祉法施行規則第37条第3項による提出書類																																																																
1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類	<p>① 設置する者の履歴 安藤 智子 (社会福祉法人松阪清泉福祉会) 「履歴書」</p> <p>② 資産状況を明らかにする書類 「財産目録」 「貸借対照表」</p>																																																															
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類	<p>③ 社会福祉法人を証する書類 設置主体 社会福祉法人松阪清泉福祉会 「法人登記簿」 (令和4年4月1日成立)</p>																																																															
3. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	<p>④ 法人の定款等の規約 「定款」 その他の規約 「就業規則」 「給与等支給規程」 「事務局規程」</p>																																																															